

岡崎市公契約条例に係る特則（指定管理）

（労働環境の確認）

第1条 指定管理者は、岡崎市公契約条例（令和元年岡崎市条例第24号）第6条に定める労働者の適正な労働条件の確保その他労働環境の整備が図られていることを岡崎市（以下この特則において「市」という。）が確認するための措置を理解し、その実施について、協力しなければならない。

（労働者への周知）

第2条 指定管理者は、岡崎市公契約条例に係る労働環境の確認に関する要綱（以下この特則において「要綱」という。）に定める配布チラシ（様式第1号）を、当該業務が行われる現場等に掲示し、又は書面により交付することで、労働者に対して周知しなければならない。

（労働環境報告書）

第3条 指定管理者は、要綱に定める労働環境報告書（様式第2号）を作成し、速やかに市に提出しなければならない。

2 指定管理者は、一部業務を第三者に委託する場合は、要綱第5条第1項に定める対象の下請負者に対して、当該委託契約に係る労働環境報告書を作成させ、これを取りまとめて、市に対して速やかに提出しなければならない。

3 前項に係る労働環境報告書の提出対象となる下請負者には、個人事業主は金額の多寡によらず含めない。

4 指定管理者は、市に提出した労働環境報告書の写しを、現場等に掲示するなどして、労働者が労働環境報告書の内容を確認できるようにしなければならない。

（業務等実施体系図）

第4条 指定管理者は、指定管理者が行う業務の実施体制を表示した業務等実施体系図を作成し、それを市に提出しなければならない。下請負者を変更した場合など実施体制に異動があれば、改めて業務等実施体系図を提出しなければならない。

2 前項に係る業務等実施体系図には、前条に規定する労働環境報告書を作成する者を表示するものとする。ただし、労働環境報告書を作成しない者を表示することを妨げない。

(説明会に対する協力)

第5条 指定管理者は、市が、当該業務が行われる現場等で、労働者を対象とした労働環境の確認に係る説明会を開催する際は、積極的に協力しなければならない。

(調査に対する協力)

第6条 指定管理者は、市が、要綱の定めるところにより次の各号のいずれかに該当する場合に、指定管理者及び一部業務を受託した下請負者に対して聞き取り等の調査を行う際は、積極的に協力しなければならない。

- (1) 労働環境報告書の内容に疑義があったとき
- (2) 要綱第6条に定める申し出を受け、その内容を確認する必要があると認めるとき